

平成29年

第4回市議会定例会 議案第16号

函館市電車乗車料金条例の一部改正について

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例

函館市電車乗車料金条例（昭和44年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「特殊回数乗車料金，」を削る。

第9条中「回数乗車券および」を削る。

第10条各号列記以外の部分中「料金の払戻し等の」を「定期乗車券の料金の払戻しおよび定期乗車券の書換えに係る」に、「次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額の範囲内，」を「それぞれ500円を超えない範囲内で」に改め，同条各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

種別	区分	金額
普通定期乗車料金	2キロメートルまでの乗車1月につき	8,810円
	4キロメートルまでの乗車1月につき	9,680円
	7キロメートルまでの乗車1月につき	10,130円
	7キロメートルを超える乗車1月につき	10,570円
	2キロメートルまでの乗車3月につき	25,100円
	4キロメートルまでの乗車3月につき	27,610円
	7キロメートルまでの乗車3月につき	28,880円
	7キロメートルを超える乗車3月につき	30,120円
	2キロメートルまでの乗車6月につき	47,570円

		4キロメートルまでの乗車6月につき	52,270円		
		7キロメートルまでの乗車6月につき	54,700円		
		7キロメートルを超える乗車6月につき	57,080円		
学生等 割引定 期乗車 料金	大人	2キロメートルまでの乗車1月につき	6,300円		
		4キロメートルまでの乗車1月につき	6,900円		
		7キロメートルまでの乗車1月につき	7,200円		
		7キロメートルを超える乗車1月につき	7,500円		
		2キロメートルまでの乗車3月につき	17,960円		
		4キロメートルまでの乗車3月につき	19,670円		
		7キロメートルまでの乗車3月につき	20,520円		
		7キロメートルを超える乗車3月につき	21,380円		
		2キロメートルまでの乗車6月につき	34,020円		
		4キロメートルまでの乗車6月につき	37,260円		
		7キロメートルまでの乗車6月につき	38,880円		
		7キロメートルを超える乗車6月につき	40,500円		
			小児	2キロメートルまでの乗車1月につき	3,150円
				4キロメートルまでの乗車1月につき	3,450円
	7キロメートルまでの乗車1月につき	3,600円			
	7キロメートルを超える乗車1月につき	3,750円			
	2キロメートルまでの乗車3月につき	8,980円			
	4キロメートルまでの乗車3月につき	9,840円			
	7キロメートルまでの乗車3月につき	10,260円			
	7キロメートルを超える乗車3月につき	10,690円			
	2キロメートルまでの乗車6月につき	17,010円			
	4キロメートルまでの乗車6月につき	18,630円			
	7キロメートルまでの乗車6月につき	19,440円			
	7キロメートルを超える乗車6月につき	20,250円			
1日乗 車料金	大人	乗車1日につき		1,000円	
	小児	乗車1日につき		500円	

2日乗 車料金	大人	乗車連続2日につき	1,700円
	小児	乗車連続2日につき	850円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の函館市電車乗車料金条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により発行された回数乗車券（以下「旧回数乗車券」という。）の施行日から平成32年2月29日までの間における取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 旧回数乗車券の平成32年3月1日から同月31日までの間における取扱いのうち、払戻しに係る取扱いについては、附則第5項および第6項に定めるところによるものとし、払戻しに係る取扱いを除く取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧回数乗車券は、平成32年4月1日以後においては、次項の規定により取り扱われる場合を除き、無効とする。
- 5 旧回数乗車券で平成32年3月1日の到来の時点において使用可能額があるものについては、同日から平成35年3月31日までの間に限り、管理者が別に定める方法により払戻しをすることができる。
- 6 前項の規定による払戻しに係る手数料は、無料とする。
- 7 施行日前に改正前の条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券（通勤通学定期乗車券を除く。以下同じ。）は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。
- 8 施行日前に改正前の条例の規定により発行された通勤通学定期乗車券の施行日以後における取扱いについては、当該通勤通学定期乗車券の券面に表示された通用期間中に限り、なお従前の例による。

(提案理由)

電車の特別乗車料金について、普通回数乗車料金等を廃止し、および普通定期乗車料金等を設けることとするため